

議 案 目 録

- 報告第15号 専決処分の報告について「損害賠償について」
- 報告第16号 専決処分の報告について「損害賠償について」
- 議案第52号 下妻市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第53号 下妻市教育支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第54号 公の施設「ビアスパークしもつま（総合交流ターミナル施設等）」の指定管理者の指定について
- 議案第55号 公の施設「ビアスパークしもつま（農産物加工施設・ふれあい体験農園等）」の指定管理者の指定について
- 議案第56号 令和5年度下妻市一般会計補正予算（第5号）について
- 議案第57号 令和5年度下妻市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第58号 令和5年度下妻市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第59号 令和5年度下妻市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第60号 下妻市教育委員会委員の任命について
- 議案第61号 下妻市及び下妻地方広域事務組合公平委員会委員の選任について
- 議案第62号 下妻市固定資産評価審査委員会委員の選任について

報告第15号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償について別記のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和5年11月6日提出

下妻市長 菊池 博

報告理由

樹木の落枝事故に関し損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。

裁決第6号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年9月14日

下妻市長 菊池 博

損害賠償について

- | | |
|----------|--|
| 1 件 名 | 落枝事故による損害賠償 |
| 2 事故発生日時 | 令和5年7月10日（月） 午後7時30分頃 |
| 3 事故発生場所 | 下妻市桐ヶ瀬地内 |
| 4 事故発生状況 | 市有地内の樹木の枝が隣接する相手方の敷地内に落下し、相手方の住宅及びカーポートを破損させた。 |
| 5 示談の内容 | 相手方の住宅及びカーポートの修理費について、市が100%支払うことで示談する。 |
| 6 賠償支払額 | 423,500円 |

報告第16号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償について別記のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和5年11月6日提出

下妻市長 菊池 博

報告理由

市有車の接触事故に関し損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。

裁決第7号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年9月21日

下妻市長 菊池 博

損害賠償について

- | | |
|----------|--|
| 1 件 名 | 接触事故による損害賠償 |
| 2 事故発生日時 | 令和5年7月29日（土） 午後9時30分頃 |
| 3 事故発生場所 | 下妻市原地内（筑波銀行下妻営業部千代川出張所） |
| 4 事故発生状況 | 市有車が筑波銀行の駐車場に後退で進入したところ、市有車の後部が店舗入口の階段部分に接触した。 |
| 5 示談の内容 | 相手方建物の修理費について、市が100%支払うことで示談する。 |
| 6 賠償支払額 | 205,150円 |

議案第 5 2 号

下妻市国民健康保険税条例の一部改正について

下妻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 1 1 月 6 日提出

下妻市長 菊 池 博

提案理由

健康保険法等の一部改正に伴い、国民健康保険の出産被保険者の産前産後期間における所得割額及び均等割額を減額するため、条例の一部を改正するものである。

下妻市条例第 号

下妻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

下妻市国民健康保険税条例（昭和41年下妻市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第23条に次の1項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が、第2条第2項ただし書、同条第3項ただし書及び同条第4項ただし書に定める額を超える場合には、当該額）とする。

- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項第1号ア、同項第2号ア又は同項第3号アに規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項第1号イ、同項第2号イ又は同項第3号イに規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険

者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の1/2分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項第1号ウ、同項第2号ウ又は同項第3号ウに規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の1/2分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第24条の2の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の下妻市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

下妻市国民健康保険税条例新旧対照表

現 行	改 正
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が、第2条第2項ただし書、同条第3項ただし書及び同条第4項ただし書に定める額を超える場合には、当該額)とする。</u></p> <p><u>(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額</u> <u>当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額</u> <u>当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項第1号ア、同項第2号ア又は同項第3号ア</u></p>

現 行	改 正
	<p>に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(3) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額</u> 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(4) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額</u> 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項第1号イ、同項第2号イ又は同項第3号イに規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(5) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額</u> 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(6) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額</u> 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項第1号ウ、同項第2号ウ又は同項第3号ウに規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被</p>

現 行	改 正
	<p><u>保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>(出産被保険者に係る届出)</u></p> <p><u>第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号</u></p> <p>(2) <u>出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号</u></p> <p>(3) <u>出産の予定日</u></p> <p>(4) <u>単胎妊娠又は多胎妊娠の別</u></p> <p>(5) <u>その他市長が必要と認める事項</u></p> <p><u>2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。</u></p> <p>(1) <u>出産の予定日を明らかにすることができる書類</u></p> <p>(2) <u>多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類</u></p> <p>(3) <u>出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類</u></p> <p><u>3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。</u></p> <p><u>4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明ら</u></p>

現 行	改 正
	<u>かにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。</u>

議案第53号

下妻市教育支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について

下妻市教育支援センターの設置及び管理に関する条例を次のように定める。

令和5年11月6日提出

下妻市長 菊池 博

提案理由

旧千代川庁舎南棟において児童生徒や保護者の教育支援等を行っているスクールサポートセンターが、旧ハローワーク下妻へ移転することに伴い、当該施設を下妻市教育支援センターとして位置付け、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設とするため、同法第244条の2第1項の規定に基づき、その設置及び管理に関する条例を制定するものである。

下妻市条例第 号

下妻市教育支援センターの設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 多様な教育機会を確保し、児童生徒の社会的自立に向けた支援を行うため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、下妻市教育支援センター（以下「教育支援センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 教育支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 下妻市スクールサポートセンター

位置 下妻市古沢34番地1

(事業)

第3条 教育支援センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 児童生徒及び保護者の教育相談に関すること。
- (2) 児童生徒及び保護者の教育支援に関すること。
- (3) 不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、下妻市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めること。

(管理)

第4条 教育支援センターは、教育委員会が管理する。

(職員)

第5条 教育支援センターに、教育相談員その他必要な職員を置く。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第54号

公の施設「ビアスパークしもつま（総合交流ターミナル施設等）」の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月6日提出

下妻市長 菊池 博

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

ビアスパークしもつま（総合交流ターミナル施設等）

2 指定管理者となる団体の名称

守谷市野木崎1341番地

下妻賑わいづくり共同事業体

代表企業 リバリューマネジメント株式会社

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

提案理由

ビアスパークしもつまの指定管理者の指定期間が令和6年3月31日をもって終了することに伴い、ビアスパークしもつま（総合交流ターミナル施設等）の指定管理者を下妻賑わいづくり共同事業体に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第55号

公の施設「ビアスパークしもつま（農産物加工施設・ふれあい体験農園等）」の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月6日提出

下妻市長 菊池 博

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
ビアスパークしもつま（農産物加工施設・ふれあい体験農園等）
- 2 指定管理者となる団体の名称
下妻市小島925番地6
有限会社スズラン・ロードハウス
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

提案理由

ビアスパークしもつまの指定管理者の指定期間が令和6年3月31日をもって終了することに伴い、ビアスパークしもつま（農産物加工施設・ふれあい体験農園等）の指定管理者を有限会社スズラン・ロードハウスに指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

令和 5 年度

下妻市補正予算書

一	般	会	計
特	別	会	計
	国	民	健
	康	保	険
	介	護	保
	水	道	事
			業

目 次

一般会計補正予算	20
補正予算に関する説明書	
一般会計事項別明細書	
総括	24
歳入	26
歳出	28
補正予算給与費明細書	36
補正予算継続費調書	38
補正予算債務負担行為調書	39
補正予算地方債調書	40
国民健康保険特別会計補正予算	41
介護保険特別会計補正予算	47
水道事業会計補正予算	57

議案第56号

令和5年度下妻市一般会計補正予算（第5号）

令和5年度下妻市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ509,637千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,312,752千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加は、「第4表 地方債補正」による。

令和5年11月6日 提出

下妻市長 菊池 博

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		2,830,899	68,197	2,899,096
	1. 国庫負担金	2,181,616	61,500	2,243,116
	2. 国庫補助金	636,337	6,697	643,034
15. 県支出金		1,400,267	21,450	1,421,717
	1. 県負担金	813,222	19,500	832,722
	2. 県補助金	473,132	1,950	475,082
17. 寄附金		605,431	100,000	705,431
	1. 寄附金	605,431	100,000	705,431
18. 繰入金		1,510,870	19,532	1,530,402
	2. 基金繰入金	1,484,806	19,532	1,504,338
19. 繰越金		478,362	200,158	678,520
	1. 繰越金	478,362	200,158	678,520
21. 市債		715,600	100,300	815,900
	1. 市債	715,600	100,300	815,900
歳入合計		18,803,115	509,637	19,312,752

歳出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		198,233	1,660	199,893
	1. 議会費	198,233	1,660	199,893
2. 総務費		3,248,412	165,174	3,413,586
	1. 総務管理費	2,619,631	153,910	2,773,541
	2. 徴税費	324,695	4,510	329,205
	3. 戸籍住民基本台帳費	221,835	6,424	228,259
	5. 統計調査費	16,268	150	16,418
	6. 監査委員費	25,070	180	25,250
3. 民生費		6,616,822	127,852	6,744,674
	1. 社会福祉費	3,589,774	96,842	3,686,616
	3. 生活保護費	774,702	31,010	805,712
4. 衛生費		1,506,299	1,030	1,507,329
	2. 環境保全費	172,978	780	173,758
	3. 清掃費	703,037	250	703,287
6. 農業費		751,543	8,462	760,005
	1. 農業費	751,543	8,462	760,005

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8. 土木費		1,669,938	17,800	1,687,738
	2. 道路橋梁費	618,857	17,800	636,657
10. 教育費		1,872,855	187,659	2,060,514
	1. 教育総務費	320,185	1,950	322,135
	2. 小学校費	382,334	68,136	450,470
	4. 幼稚園費	119,654	5,010	124,664
	5. 社会教育費	461,758	110,841	572,599
	6. 保健体育費	402,945	1,722	404,667
歳出合計		18,803,115	509,637	19,312,752

第 2 表 継 続 費 補 正

(追加)

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2. 総務費	1. 総務管理費	デジタル田園都市国家構想 総合戦略策定支援業務委託	11,600	令和5年度	4,250
				令和6年度	7,350
				計	11,600

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

(追加)

(単位 千円)

事項	期間	限度額
旧本庁舎解体工事	令和6年度	254,100
ビアスパークしもつま(総合交流ターミナル施設等)指定管理料	令和6年度から令和10年度まで	249,000
ビアスパークしもつま(農産物加工施設・ふれあい体験農園等)指定管理料	令和6年度から令和10年度まで	17,000
やすらぎの里公園用地借地料	令和6年度から令和15年度まで	58,000
小学校教師用指導書・教科用教材購入	令和6年度	11,072

第 4 表 地 方 債 補 正

(追加)

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千代川公民館空調設備改修事業	100,300	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り 入れる政府資金 及び地方公共団 体金融機構資金 について利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率)	政府その他の金 融機関の資金に ついては、その 融資条件による。 ただし、財政の都 合により据置期 間及び償還期限 を短縮し、もし は繰上償還又は 低利に借り換える ことができる。

下 妻 市 一 般 会 計
歳入歳出補正予算事項別明細書（第5号）

1. 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	割合(%)
1. 市 税	5,818,828		5,818,828	30.1
2. 地 方 譲 与 税	239,560		239,560	1.2
3. 利 子 割 交 付 金	2,350		2,350	0.0
4. 配 当 割 交 付 金	32,110		32,110	0.2
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	21,128		21,128	0.1
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	111,000		111,000	0.6
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	1,099,696		1,099,696	5.7
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	14,000		14,000	0.1
9. 地 方 特 例 交 付 金	36,000		36,000	0.2
10. 地 方 交 付 税	3,200,000		3,200,000	16.6
11. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	3,423		3,423	0.0
12. 分 担 金 及 び 負 担 金	82,725		82,725	0.4
13. 使 用 料 及 び 手 数 料	125,403		125,403	0.6
14. 国 庫 支 出 金	2,830,899	68,197	2,899,096	15.0
15. 県 支 出 金	1,400,267	21,450	1,421,717	7.4
16. 財 産 収 入	15,225		15,225	0.1
17. 寄 附 金	605,431	100,000	705,431	3.7
18. 繰 入 金	1,510,870	19,532	1,530,402	7.9
19. 繰 越 金	478,362	200,158	678,520	3.5
20. 諸 収 入	460,238		460,238	2.4
21. 市 債	715,600	100,300	815,900	4.2
歳 入 合 計	18,803,115	509,637	19,312,752	100.0

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	割合(%)
1. 議会費	198,233	1,660	199,893	1.0
2. 総務費	3,248,412	165,174	3,413,586	17.7
3. 民生費	6,616,822	127,852	6,744,674	34.9
4. 衛生費	1,506,299	1,030	1,507,329	7.8
5. 労働費	27,066		27,066	0.1
6. 農業費	751,543	8,462	760,005	3.9
7. 商工費	261,586		261,586	1.4
8. 土木費	1,669,938	17,800	1,687,738	8.7
9. 消防費	775,675		775,675	4.0
10. 教育費	1,872,855	187,659	2,060,514	10.7
11. 災害復旧費	5		5	0.0
12. 公債費	1,844,681		1,844,681	9.6
13. 予備費	30,000		30,000	0.2
歳出合計	18,803,115	509,637	19,312,752	100.0

(単位 千円)

補正額の財源内訳			一般財源
特定財源			
国県支出金	地方債	その他	
			1,660
8,143		50,000	107,031
81,504			46,348
			1,030
		4,532	3,930
		15,000	2,800
	100,300		87,359
89,647	100,300	69,532	250,158

2. 歳入

(款) 14. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
1. 民生費国庫負担金	2,075,855	61,500	2,137,355
計	2,181,616	61,500	2,243,116

(款) 14. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

1. 総務費国庫補助金	285,371	6,193	291,564
2. 民生費国庫補助金	123,916	504	124,420
計	636,337	6,697	643,034

(款) 15. 県支出金

(項) 1. 県負担金

1. 民生費県負担金	812,522	19,500	832,022
計	813,222	19,500	832,722

(款) 15. 県支出金

(項) 2. 県補助金

1. 総務費県補助金	31,694	1,950	33,644
計	473,132	1,950	475,082

(款) 17. 寄附金

(項) 1. 寄附金

2. 総務費寄附金	605,430	100,000	705,430
計	605,431	100,000	705,431

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 社会福祉費負担金	39,000	障害者自立支援給付費負担金 14,000 増 障害児入所給付費等負担金 25,000 増
3. 生活保護費負担金	22,500	医療扶助費等負担金増
/		

2. 戸籍住民基本台帳費補助金	6,193	社会保障・税番号制度システム整備費補助金
1. 社会福祉費補助金	504	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（業務効率化事業）増
/		

1. 社会福祉費負担金	19,500	障害者自立支援給付費負担金 7,000 増 障害児通所給付費等負担金 12,500 増
/		

1. 総務管理費補助金	1,950	わくわく茨城生活実現事業補助金増
/		

1. 総務管理費寄附金	100,000	ふるさと下妻寄附金増
/		

国庫負担金・国庫補助金・県負担金・県補助金・寄附金

(款) 18. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
5. ふるさと下妻基金繰入金	250,000	15,000	265,000
7. ビアスパークしもつま及び道の駅しもつま維持管理基金繰入金	13,750	4,532	18,282
計	1,484,806	19,532	1,504,338

(款) 19. 繰越金

(項) 1. 繰越金

1. 繰越金	478,362	200,158	678,520
--------	---------	---------	---------

(款) 21. 市債

(項) 1. 市債

5. 教育債	48,100	100,300	148,400
計	715,600	100,300	815,900

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. ふるさと下妻基金繰入金	15,000	ふるさと下妻基金繰入金増
1. ビアスパークしもつま及び道の駅しもつま維持管理基金繰入金	4,532	ビアスパークしもつま及び道の駅しもつま維持管理基金繰入金増

1. 前年度繰越金	200,158	前年度繰越金増
-----------	---------	---------

2. 社会教育債	100,300	千代川公民館空調設備改修事業債

3. 歳出

(款) 1. 議会費

(項) 1. 議会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
1. 議会費	198,233	1,660	199,893			

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源			
1,660	2. 給料	210	02 職員人件費 1,660
			2 給料 210
	3. 職員手当等	450	給料増
			3 職員手当等 450
			扶養手当 180 増
			期末手当 150 増
			勤勉手当 100 増
			退職手当負担金 20 増
	4. 共済費	1,000	4 共済費 1,000
			職員共済組合負担金増

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

1. 一般管理費	675,592	9,205	684,797			
3. 財産管理費	141,596	1,590	143,186			
4. 企画費	640,776	91,875	732,651	1,950		

9,205	2. 給料	4,150	02 職員人件費 9,205
			2 給料 4,150
	3. 職員手当等	5,055	給料増
			3 職員手当等 5,055
			通勤手当 1,600 増
			住居手当 215 増
			期末手当 1,500 増
			勤勉手当 800 増
			児童手当 25 増
			退職手当負担金 915 増
1,590	14. 工事請負費	941	01 財産管理経費 1,590
			14 工事請負費 941
	17. 備品購入費	649	17 備品購入費 649
			諸備品購入費増
89,925	7. 報償費	70,000	01 企画調整費 6,850
			12 委託料 4,250
	11. 役務費	14,025	デジタル田園都市国家構想総合戦略策定 支援業務委託料
	12. 委託料	4,250	18 負担金補助及び交付金 2,600
			わくわく茨城生活実現事業補助金増

議会費・総務管理費

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
5. 基金費	225,613	50,000	275,613			50,000
13. 諸費	174,535	1,240	175,775			
計	2,619,631	153,910	2,773,541	1,950		50,000

(款) 2. 総務費

(項) 2. 徴税費

1. 税務総務費	202,247	4,510	206,757			
計	324,695	4,510	329,205			

(款) 2. 総務費

(項) 3. 戸籍住民基本台帳費

2. 戸籍住民基本台帳電算費	45,162	6,424	51,586	6,193		
----------------	--------	-------	--------	-------	--	--

(単位 千円)

訳	節		説明	
	区分	金額		
一般財源	18. 負担金補助及び交付金	3,600	02 ふるさと納税推進経費 7 報償費 寄附謝礼増 11 役務費 PR広告宣伝費増 04 公共交通対策経費 18 負担金補助及び交付金 交通事業者緊急支援補助金	84,025 70,000 14,025 1,000 1,000
	24. 積立金	50,000	01 基金積立金 24 積立金 ふるさと下妻基金積立増	50,000 50,000
1,240	22. 償還金、利子及び割引料	1,240	02 過年度返還金 22 償還金、利子及び割引料 過年度国県支出金その他返還金増	1,240 1,240
101,960				

4,510	2. 給料	2,230	01 職員人件費 2 給料 給料増	4,510 2,230
	3. 職員手当等	180	3 職員手当等 退職手当負担金増	180
	4. 共済費	2,100	4 共済費 職員共済組合負担金増	2,100
4,510				

231	12. 委託料	6,424	01 戸籍住民基本台帳電算経費 12 委託料	6,424 6,424
-----	---------	-------	---------------------------	----------------

総務管理費・徴税費・戸籍住民基本台帳費

(款) 2. 総務費

(項) 3. 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
計	221,835	6,424	228,259	6,193		

(款) 2. 総務費

(項) 5. 統計調査費

1. 統計調査 総務費	12,981	150	13,131			
計	16,268	150	16,418			

(款) 2. 総務費

(項) 6. 監査委員費

1. 監査委員費	25,070	180	25,250			
----------	--------	-----	--------	--	--	--

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

1. 社会福祉 総務費	677,688	13,858	691,546			
----------------	---------	--------	---------	--	--	--

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源			住基ネットシステム改修委託料 231 住基システム改修委託料 4,840 戸籍附票システム改修委託料 1,353
231			

150	3. 職員手当等	100	01 職員人件費 150 3 職員手当等 100 期末手当 50 増 勤勉手当 50 増
	4. 共済費	50	4 共済費 50 職員共済組合負担金増
150			

180	3. 職員手当等	180	01 職員人件費 180 3 職員手当等 180 期末手当増
-----	----------	-----	--------------------------------------

13,858	2. 給料	7,000	01 職員人件費 13,858 2 給料 7,000
	3. 職員手当等	3,458	給料増 3 職員手当等 3,458 期末手当 1,500 増 勤勉手当 1,300 増 退職手当負担金 658 増
	4. 共済費	3,400	4 共済費 3,400 職員共済組合負担金増

戸籍住民基本台帳費・統計調査費・監査委員費・社会福祉費

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
2. 高齢福祉費	735,765	4,684	740,449			
3. 国民年金費	14,638	300	14,938			
4. 障害福祉費	1,150,776	78,000	1,228,776	58,500		
計	3,589,774	96,842	3,686,616	58,500		

(款) 3. 民生費

(項) 3. 生活保護費

1. 生活保護総務費	120,728	1,010	121,738	504		
2. 扶助費	653,974	30,000	683,974	22,500		
計	774,702	31,010	805,712	23,004		

(単位 千円)

訳	節		説明	
	区分	金額		
一般財源				
4,684	2. 給料	170	01 職員人件費	480
			2 給料	170
	3. 職員手当等	150	給料増	
			3 職員手当等	150
	4. 共済費	160	勤勉手当増	
			4 共済費	160
	27. 繰出金	4,204	職員共済組合負担金増	
			06 介護保険特別会計繰出	4,204
			27 繰出金	4,204
			職員給与費等分(一般)	3,040 増
			職員給与費等分(予防)	274 増
			職員給与費等分(包括・任意)	175 増
			事務費分(一般)	715 増
300	3. 職員手当等	300	01 職員人件費	300
			3 職員手当等	300
			期末手当増	
19,500	19. 扶助費	78,000	02 障害者自立支援給付事業費	78,000
			19 扶助費	78,000
			障害者介護給付費	28,000 増
			障害児通所等給付費	50,000 増
38,342				

506	12. 委託料	1,010	02 生活保護総務事務経費	1,010
			12 委託料	1,010
			生活保護システム改修委託料増	
7,500	19. 扶助費	30,000	01 生活保護扶助費	30,000
			19 扶助費	30,000
			医療扶助費増	
8,006				

社会福祉費・生活保護費

(款) 4. 衛生費

(項) 2. 環境保全費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
1. 環境保全 総務費	61,144	780	61,924			
計	172,978	780	173,758			

(款) 4. 衛生費

(項) 3. 清掃費

1. 清掃総務費	20,101	250	20,351			
計	703,037	250	703,287			

(款) 6. 農業費

(項) 1. 農業費

1. 農業委員会費	68,940	380	69,320			
2. 農業総務費	150,520	3,550	154,070			

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源			
780	3. 職員手当等	470	01 職員人件費 780
			3 職員手当等
			住居手当増
	4. 共済費	310	4 共済費
			職員共済組合負担金増
780			

250	3. 職員手当等	250	02 清掃総務経費 250
			3 職員手当等
			会計年度任用職員期末手当増
250			

380	2. 給料	170	01 職員人件費 380
			2 給料
			給料増
	4. 共済費	210	4 共済費
			職員共済組合負担金増
3,550	2. 給料	500	01 職員人件費 3,550
			2 給料
			給料増
	3. 職員手当等	1,550	3 職員手当等
			扶養手当
			住居手当
			期末手当
			児童手当
	4. 共済費	1,500	4 共済費
			職員共済組合負担金増

環境保全費・清掃費・農業費

(款) 6. 農業費

(項) 1. 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
3. 農業振興費	184,719	4,532	189,251			4,532
計	751,543	8,462	760,005			4,532

(款) 8. 土木費

(項) 2. 道路橋梁費

2. 道路維持費	262,434	16,000	278,434			15,000
4. 橋梁維持費	14,300	1,800	16,100			
計	618,857	17,800	636,657			15,000

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

2. 事務局費	184,197	1,950	186,147			
計	320,185	1,950	322,135			

(単位 千円)

訳	節		説 明	
	区 分	金 額		
一般財源				
	14. 工事請負費	4,532	02 ビアスパークしもつま管理経費	4,532
			14 工事請負費	4,532
			プレハブ冷蔵・冷凍庫修繕工事	2,783
			農園管理棟下屋・遊具等解体処分工事	1,749
3,930				

1,000	14. 工事請負費	15,000	02 道路維持経費	16,000
			14 工事請負費	15,000
	18. 負担金補助及び交付金	1,000	道の駅しもつま施設機能改善工事増	
			18 負担金補助及び交付金	1,000
			関東鉄道踏切工事負担金	
1,800	12. 委託料	1,800	01 橋梁維持経費	1,800
			12 委託料	1,800
			橋梁点検委託料増	
2,800				

1,950	3. 職員手当等	400	01 特別職人件費	50
			4 共済費	50
			共済組合負担金増	
	4. 共 済 費	1,550	02 職員人件費	1,900
			3 職員手当等	400
			退職手当負担金増	
			4 共済費	1,500
			職員共済組合負担金増	
1,950				

農業費・道路橋梁費・教育総務費

(款) 10. 教育費

(項) 2. 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
1. 学校管理費	367,054	68,136	435,190			
計	382,334	68,136	450,470			

(款) 10. 教育費

(項) 4. 幼稚園費

1. 幼稚園費	119,654	5,010	124,664			
---------	---------	-------	---------	--	--	--

(款) 10. 教育費

(項) 5. 社会教育費

1. 社会教育 総務費	159,069	1,731	160,800			
2. 公民館費	113,893	106,809	220,702		100,300	

(単位 千円)

訳	節		説明	
	区分	金額		
一般財源				
68,136	10. 需用費	68,136	01 学校管理運営経費 10 需用費 教師用指導書・教科用教材増	68,136 68,136
68,136				

5,010	3. 職員手当等	350	02 上妻幼稚園運営経費 3 職員手当等	100 100
	14. 工事請負費	4,660	03 ちよかわ幼稚園運営経費 3 職員手当等 会計年度任用職員期末手当増 14 工事請負費 環境改善工事	4,910 250 4,660

1,731	2. 給料	1,100	01 職員人件費 2 給料	1,731 1,100
	3. 職員手当等	131	3 職員手当等 給料増	131
	4. 共済費	500	4 共済費 退職手当負担金増 職員共済組合負担金増	500
6,509	3. 職員手当等	400	01 職員人件費 3 職員手当等	1,000 400
	4. 共済費	600	4 共済費 退職手当負担金増	600
	12. 委託料	979	職員共済組合負担金増	
	14. 工事請負費	104,830	02 千代川公民館管理運営経費 12 委託料 空調設備改修工事監理業務委託料	105,809 979

(款) 10. 教育費

(項) 5. 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
3. ふるさと博物館費	32,923	1,342	34,265			
9. 市民センター管理費	17,415	959	18,374			
計	461,758	110,841	572,599		100,300	

(款) 10. 教育費

(項) 6. 保健体育費

4. 砂沼球場費	9,986	352	10,338			
5. 運動公園管理費	14,872	520	15,392			
6. 学校給食費	306,548	850	307,398			
計	402,945	1,722	404,667			

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源			14 工事請負費 空調設備改修工事 104,830
1,342	10. 需用費	1,342	01 ふるさと博物館管理運営経費 1,342 10 需用費 1,342 光熱水費増
959	10. 需用費	200	01 市民センター管理運営経費 959 10 需用費 200 光熱水費増
	14. 工事請負費	759	14 工事請負費 759 非常用放送設備更新工事
10,541			

352	10. 需用費	352	01 砂沼球場管理運営経費 352 10 需用費 352 光熱水費増
520	10. 需用費	520	01 運動公園管理運営経費 520 10 需用費 520 光熱水費増
850	3. 職員手当等	850	01 学校給食経費 850 3 職員手当等 850 会計年度任用職員期末手当増
1,722			

(1) 補正予算給与費明細書

1. 特別職

区分	職員数 (人)	給 与		
		報 酬	給 料	期 末 手 当 3.30ヶ月分 地 域 手 当
補正後	長 等	3		8,700
	議 員	20	84,210	26,983
	その他の特別職	1,084	58,301	
	計	1,107	142,511	35,683
補正前	長 等	3		8,700
	議 員	20	84,210	26,983
	その他の特別職	1,084	58,301	
	計	1,107	142,511	35,683
比 較	長 等	0	0	0
	議 員	0	0	0
	その他の特別職	0	0	
	計	0	0	0

(単位 千円)

費			共 済 費	合 計	備 考 (退職手当負担金)
寒冷地手当	その他の手当	計			
	48	34,308	6,160	40,468	3,451
		111,193	26,834	138,027	
		58,301		58,301	
	48	203,802	32,994	236,796	3,451
	48	34,308	6,110	40,418	3,451
		111,193	26,834	138,027	
		58,301		58,301	
	48	203,802	32,944	236,746	3,451
	0	0	50	50	0
		0	0	0	
		0		0	
	0	0	50	50	0

2. 一般職

(1) 総 括

区分	職員数(人)	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当
補 正 後	(273) 290	505,381	1,135,275	704,971
補 正 前	(271) 290	505,381	1,119,745	693,736
比 較	(2) 0	0	15,530	11,235

(単位 千円)

費	共 済 費	合 計	備 考 (退職手当負担金)
計			
2,345,627	464,680	2,810,307	157,754
2,318,862	453,350	2,772,212	155,050
26,765	11,330	38,095	2,704

() 内は、短時間勤務職員外書き

職員手当の内訳	区 分	管理職手当	管理職員 特別勤務手当	扶養手当	時間外勤務手当
	補 正 後	14,497	148	33,766	73,133
	補 正 前	14,497	148	33,036	73,133
	比 較	0	0	730	0

(単位 千円)

期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	住 居 手 当	日 直 手 当
338,963	207,830	19,917	48	15,193	1,476
333,623	205,430	18,317	48	14,028	1,476
5,340	2,400	1,600	0	1,165	0

給与費

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考 (退 職 手 当 負 担 金)
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(3) 290		1,135,275	614,410	1,749,685	355,544	2,105,229	157,754
補 正 前	(3) 290		1,119,745	604,625	1,724,370	344,214	2,068,584	155,050
比 較	(0) 0		15,530	9,785	25,315	11,330	36,645	2,704

(単位 千円)

職員手当の内訳	区 分	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特別勤務手当	扶 養 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	住 居 手 当	日 直 手 当
	補 正 後	14,497	148	33,766	73,133	248,402	207,830	19,917	48	15,193	1,476
	補 正 前	14,497	148	33,036	73,133	244,512	205,430	18,317	48	14,028	1,476
	比 較	0	0	730	0	3,890	2,400	1,600	0	1,165	0

()内は、短時間勤務職員外書き

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考 (退 職 手 当 負 担 金)
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(268)	505,381		90,561	595,942	109,136	705,078	
補 正 前	(268)	505,381		89,111	594,492	109,136	703,628	
比 較	(0)	0		1,450	1,450	0	1,450	

(単位 千円)

職員手当の内訳	区 分	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特別勤務手当	扶 養 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	住 居 手 当	日 直 手 当
	補 正 後					90,561					
	補 正 前					89,111					
	比 較					1,450					

()内は、短時間勤務職員外書き

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料	15,530	給与改定に伴う増減分	給料の改定率 %	
		昇給に伴う増加分	平均昇給率 %	
		その他の増減分	15,530	
職 員 手 当	11,235	制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分	11,235	

(2) 継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額
の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

(単位 千円)

款	項	事業名	全 体		計 画			前前年度 末までの 支出額	前年度末 までの 支出額	当該年度 支 出 予定額	当該年度 未までの 支 出 予定額	翌年度 以 降 支 出 予定額	継続費の 総額に 対する 進捗率(%)	
			年 度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳									
					特 定 財 源									一般財源
					国県 支出金	地 方 債	その他							
2. 総務費	2. 総務管理費	デジタル田園都市国家構想 総合戦略策定支援業務委託	令和5年度	4,250					4,250	4,250		36.6		
			令和6年度	7,350							7,350	63.4		
			計	11,600				11,600		4,250	4,250	7,350	100.0	

(3)債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての 前年度末までの支出額又は、支出額見込及び当該年度
以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
旧本庁舎解体工事	254,100			令 和 6 年 度	254,100		241,300	12,800	0
ピアスパークしもつま(総合交流ターミナル施設等)指定管理料	249,000			令和6年度から 令和10年度まで	249,000				249,000
ピアスパークしもつま(農産物加工施設・ふれあい体験農園等)指定管理料	17,000			令和6年度から 令和10年度まで	17,000				17,000
やすらぎの里公園用地借地料	58,000			令和6年度から 令和15年度まで	58,000				58,000
小学校教師用指導書・教科用教材購入	11,072			令 和 6 年 度	11,072				11,072

(4) 補正予算の地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前 前 年 度 末 現 在 高	前 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当 該 年 度 中 増 減 見 込		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	
1. 普 通 債	15,213,415	16,851,790	(69,100) 682,400	980,172	16,554,018
(1) 総 務	2,365,960	4,564,574	237,700	50,041	4,752,233
(2) 農 業	584,188	632,681	33,900	54,812	611,769
(3) 土 木	4,879,020	4,622,412	(21,500) 214,800	412,093	4,425,119
(4) 公 営 住 宅	8,353	3,234		3,234	0
(5) 消 防	934,711	917,950	(26,000) 26,000	26,278	917,672
(6) 教 育	6,441,183	6,110,939	(21,600) 170,000	433,714	5,847,225
2. 災 害 復 旧 事 業	91,988	71,750		20,238	51,512
3. そ の 他	8,272,839	7,800,208	202,600	702,908	7,299,900
(1) 災 害 援 護 資 金 貸 付 事 業 債	15,667	12,822	2,600	5,537	9,885
(2) 上 水 道 事 業 出 資 債	21,997	14,285		7,127	7,158
(3) 減 税 補 て ん 債	48,348	31,013		13,493	17,520
(4) 減 収 補 て ん 債	48,865	48,865			48,865
(5) 臨 時 財 政 対 策 債	8,137,962	7,693,223	200,000	676,751	7,216,472
合 計	23,578,242	24,723,748	885,000	1,703,318	23,905,430

※「当該年度起債見込額」の内()は、令和4年度繰越事業分に伴う起債見込額である。

議案第57号

令和5年度下妻市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和5年度下妻市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,540千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,912,540千円とする。
- 2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月6日 提出

下妻市長 菊池 博

第 1 表 歳入歳出予算補正（事業勘定）

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 県支出金		3,380,491	1,540	3,382,031
	1. 県補助金	3,380,491	1,540	3,382,031
歳入合計		4,911,000	1,540	4,912,540

歳出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		113,553	1,540	115,093
	2. 徴税費	32,161	1,540	33,701
歳出合計		4,911,000	1,540	4,912,540

下妻市国民健康保険特別会計（事業勘定）
歳入歳出補正予算事項別明細書（第1号）

1. 総括
（歳入）

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計	割合（%）
1. 国民健康保険税	925,040		925,040	18.8
2. 使用料及び手数料	701		701	0.0
3. 県支出金	3,380,491	1,540	3,382,031	68.9
4. 財産収入	40		40	0.0
5. 繰入金	561,515		561,515	11.4
6. 繰越金	20,000		20,000	0.4
7. 諸収入	23,213		23,213	0.5
歳入合計	4,911,000	1,540	4,912,540	100.0

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	割合(%)
1. 総務費	113,553	1,540	115,093	2.3
2. 保険給付費	3,310,919		3,310,919	67.4
3. 国民健康保険事業費納付金	1,415,335		1,415,335	28.8
4. 共同事業拠出金	1		1	0.0
5. 保健事業費	54,132		54,132	1.1
6. 基金積立金	40		40	0.0
7. 諸支出金	7,020		7,020	0.2
8. 予備費	10,000		10,000	0.2
歳出合計	4,911,000	1,540	4,912,540	100.0

(単位 千円)

補正額の財源内訳			一般財源
特定財源			
国県支出金	地方債	その他	
1,540			
1,540			

2. 歳入

(款) 3. 県支出金

(項) 1. 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 保険給付費等交付金	3,380,491	1,540	3,382,031

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
2. 特別交付金	1,540	特別調整交付金分(市町村分)増

3. 歳出

(款) 1. 総務費

(項) 2. 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
1. 徴税総務費	30,796	1,540	32,336	1,540		
計	32,161	1,540	33,701	1,540		

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源	12. 委託料	1,540	02 一般管理事務経費 12 委託料 システム改修委託料
			1,540

議案第58号

令和5年度下妻市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和5年度下妻市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,572千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,234,413千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月6日 提出

下妻市長 菊池 博

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 国庫支出金		899,583	1,505	901,088
	2. 国庫補助金	231,983	1,505	233,488
5. 支払基金交付金		1,014,963	592	1,015,555
	1. 支払基金交付金	1,014,963	592	1,015,555
6. 県支出金		552,841	450	553,291
	2. 県補助金	18,591	450	19,041
8. 繰入金		625,669	5,025	630,694
	1. 一般会計繰入金	594,131	4,204	598,335
	2. 基金繰入金	31,538	821	32,359
歳入合計		4,226,841	7,572	4,234,413

歳出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		108,973	4,470	113,443
	1. 総務管理費	42,558	3,530	46,088
	3. 介護認定審査会費	61,659	940	62,599
5. 地域支援事業費		126,806	3,102	129,908
	1. 介護予防・生活支援サービス事業費	51,512	100	51,612
	2. 一般介護予防事業費	18,401	2,092	20,493
	3. 包括的支援事業・任意事業費	56,893	910	57,803
歳出合計		4,226,841	7,572	4,234,413

下妻市介護保険特別会計
歳入歳出補正予算事項別明細書（第2号）

1. 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	割合(%)
1. 保 険 料	830,053		830,053	19.6
2. 分 担 金 及 び 負 担 金	8,613		8,613	0.2
3. 使 用 料 及 び 手 数 料	110		110	0.0
4. 国 庫 支 出 金	899,583	1,505	901,088	21.3
5. 支 払 基 金 交 付 金	1,014,963	592	1,015,555	24.0
6. 県 支 出 金	552,841	450	553,291	13.1
7. 財 産 収 入	50		50	0.0
8. 繰 入 金	625,669	5,025	630,694	14.9
9. 繰 越 金	288,795		288,795	6.8
10. 諸 収 入	6,164		6,164	0.1
歳 入 合 計	4,226,841	7,572	4,234,413	100.0

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	割合(%)
1. 総務費	108,973	4,470	113,443	2.7
2. 保険給付費	3,698,000		3,698,000	87.3
3. 基金積立金	99,629		99,629	2.4
4. 諸支出金	192,012		192,012	4.5
5. 地域支援事業費	126,806	3,102	129,908	3.1
6. 予備費	1,421		1,421	0.0
歳出合計	4,226,841	7,572	4,234,413	100.0

(単位 千円)

補正額の財源内訳			一般財源
特定財源			
国県支出金	地方債	その他	
715		715	3,040
1,240		592	1,270
1,955		1,307	4,310

2. 歳入

(款) 4. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
2. 地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	12,224	439	12,663
3. 地域支援事業交付金 (包括的支援事業・任意事業)	21,903	351	22,254
6. 介護保険事業費補助金	0	715	715
計	231,983	1,505	233,488

(款) 5. 支払基金交付金

(項) 1. 支払基金交付金

2. 地域支援事業 支援交付金	16,503	592	17,095
計	1,014,963	592	1,015,555

(款) 6. 県支出金

(項) 2. 県補助金

1. 地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	7,640	274	7,914
2. 地域支援事業交付金 (包括的支援事業・任意事業)	10,951	176	11,127
計	18,591	450	19,041

(款) 8. 繰入金

(項) 1. 一般会計繰入金

2. その他一般会計繰入金	100,360	3,755	104,115
---------------	---------	-------	---------

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 介護予防・日常生活支援総合事業交付金	439	現年度分増
1. 包括的支援事業・任意事業交付金	351	現年度分増
1. 介護保険事業費補助金	715	介護保険事業費補助金

1. 地域支援事業 支援交付金	592	現年度分増

1. 介護予防・日常生活支援総合事業交付金	274	現年度分増
1. 包括的支援事業・任意事業交付金	176	現年度分増

1. 職員給与費等繰入金	3,040	職員給与費等繰入金増
--------------	-------	------------

介護保険

(款) 8. 繰入金

(項) 1. 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
3. 地域支援事業費繰入金 (介護予防・日常生活 支援総合事業)	7,639	274	7,913
4. 地域支援事業費繰入金 (包括的支援事業・ 任意事業)	10,951	175	11,126
計	594,131	4,204	598,335

(款) 8. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

1. 介護給付費準備基金 繰入金	31,538	821	32,359
---------------------	--------	-----	--------

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
2. 事務費繰入金	715	事務費繰入金増
1. 職員給与費等繰入金	274	職員給与費等繰入金増
1. 職員給与費等繰入金	175	職員給与費等繰入金増

1. 介護給付費準備基金 繰入金	821	介護給付費準備基金繰入金増
---------------------	-----	---------------

3. 歳出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
1. 一般管理費	42,558	3,530	46,088	715		715

(単位 千円)

訳	節		説明	
	区分	金額		
一般財源				
2,100	2. 給料	1,160	01 職員人件費	2,100
			2 給料	1,160
	3. 職員手当等	740	給料増	
			3 職員手当等	740
	4. 共済費	200	期末手当	320 増
			勤勉手当	300 増
	12. 委託料	1,430	退職手当負担金	120 増
			4 共済費	200
			職員共済組合負担金増	
			02 一般管理事務経費	1,430
			12 委託料	1,430
			システム改修委託料	

(款) 1. 総務費

(項) 3. 介護認定審査会費

2. 介護調査等費	37,940	940	38,880			
計	61,659	940	62,599			

940	3. 職員手当等	740	01 職員人件費	940
			3 職員手当等	740
	4. 共済費	200	通勤手当	358 増
			住居手当	112
			期末手当	270 増
			4 共済費	200
			職員共済組合負担金増	
940				

(款) 5. 地域支援事業費

(項) 1. 介護予防・生活支援サービス事業費

2. 介護予防ケアマネジメント事業費	21,982	100	22,082	33		27
計	51,512	100	51,612	33		27

40	4. 共済費	100	01 職員人件費	100
			4 共済費	100
			職員共済組合負担金増	
40				

(款) 5. 地域支援事業費

(項) 2. 一般介護予防事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
1. 一般介護予防事業費	9,611	2,092	11,703	680		565
計	18,401	2,092	20,493	680		565

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源			
847	2. 給料	952	01 職員人件費 2,092 2 給料 952
	3. 職員手当等	720	給料増 3 職員手当等 720
	4. 共済費	420	期末手当 400 増 勤勉手当 220 増 退職手当負担金 100 増 4 共済費 420 職員共済組合負担金増
847			

(款) 5. 地域支援事業費

(項) 3. 包括的支援事業・任意事業費

1. 総合相談事業費	20,333	630	20,963	364		
3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費	17,358	280	17,638	163		
計	56,893	910	57,803	527		

266	2. 給料	410	01 職員人件費 630 2 給料 410
	4. 共済費	220	給料増 4 共済費 220 職員共済組合負担金増
117	3. 職員手当等	180	01 職員人件費 280 3 職員手当等 180
	4. 共済費	100	扶養手当増 4 共済費 100 職員共済組合負担金増
383			

(1)補正予算給与費明細書

1. 一般職
(1) 総括

区 分	職員数(人)	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当
補 正 後	()	11,741	67,940	36,308
補 正 前	()	11,741	65,418	34,148
比 較	()	0	2,522	2,160

()内は、短時間勤務職員外書き

職員手当の内訳	区 分	管理職手当	管 理 職 員 特別勤務手当	扶 養 手 当	時 間 外 勤 務 手 当
	補 正 後	363		1,620	2,235
	補 正 前	363		1,440	2,235
	比 較	0		180	0

(単位 千円)

費 計	共 済 費	合 計	備 考
			(退職手当負担金)
115,989	23,372	139,361	9,280
111,307	22,132	133,439	9,060
4,682	1,240	5,922	220

(単位 千円)

期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	住 居 手 当	日 直 手 当
17,396	12,544	1,396		754	
16,406	12,024	1,038		642	
990	520	358		112	

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考 (退 職 手 当 負 担 金)
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(0) 17		67,940	34,199	102,139	20,915	123,054	9,280
補 正 前	(0) 17		65,418	32,039	97,457	19,675	117,132	9,060
比 較	(0) 0		2,522	2,160	4,682	1,240	5,922	220

(単位 千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	扶 養 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	住 居 手 当	日 直 手 当
	補 正 後	363		1,620	2,235	15,287	12,544	1,396		754	
	補 正 前	363		1,440	2,235	14,297	12,024	1,038		642	
	比 較	0	0	180	0	990	520	358	0	112	0

()内は、短時間勤務職員外書き

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考 (退 職 手 当 負 担 金)
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(5)	11,741		2,109	13,850	2,457	16,307	
補 正 前	(5)	11,741		2,109	13,850	2,457	16,307	
比 較	(0)	0		0	0	0	0	

(単位 千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	扶 養 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	住 居 手 当	日 直 手 当
	補 正 後					2,109					
	補 正 前					2,109					
	比 較					0					

()内は、短時間勤務職員外書き

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料	2,522	給与改定に伴う増減分	給料の改定率 %	
		昇給に伴う増加分	平均昇給率 %	
		その他の増減分	2,522	
職 員 手 当	2,160	制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分	2,160	

令和5年度下妻市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

（単位：千円）

科 目	補正前の額	補 正 額	計
第1款 水道事業費用	992,731	5,102	997,833
第2項 営業外費用	82,904	5,102	88,006

（資本的収入及び支出）

第3条 令和5年度水道事業会計予算第4条に定めた資本的収益及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額178,855千円は過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填するものとする）。

収 入

（単位：千円）

科 目	補正前の額	補 正 額	計
第1款 資本的収入	300,878	3,560	304,438
第2項 企業債	297,740	3,560	301,300

（企業債）

第4条 令和5年度水道事業会計予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道事業債 （上水道事業）	千円 188,740	普通貸借	4.0%	政府その他の金融機関の資金については、その融資条件による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	千円 192,300	補正前に同じ	補正前に	補正前に同じ
資本費平準化債	109,000	又 は 証券発行	以内		109,000		同じ	

令和5年11月6日 提出

下妻市長 菊池博

令和5年度下妻市水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	備考
1. 水道事業費用			992,731	5,102	997,833	
	2. 営業外費用		82,904	5,102	88,006	
		1. 支払利息及び 企業債取扱諸費		52,300	5,102	57,402

資本的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	備考
1. 資本的収入			300,878	3,560	304,438	
	2. 企業債		297,740	3,560	301,300	
		1. 企業債		297,740	3,560	301,300

令和5年度下妻市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位:千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益(△純損失)	59,581
	減価償却費	276,286
	固定資産除却費	900
	貸倒引当金の増減額	△ 69
	賞与引当金の増減額	66
	長期前受金戻入額	△ 68,507
	受取利息及び配当金	△ 5
	支払利息	57,402
	未収金の増減額(△は増加)	38,795
	たな卸資産の増減額(△は増加)	212
	未払金の増減額(△は減少)	0
	小計	364,661
	利息及び配当金の受取額	5
	利息の支払額	△ 57,402
	業務活動によるキャッシュ・フロー	307,264
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出	△ 664,300
	負担金による収入	0
	出資金による収入	3,138
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 661,162
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	301,300
	建設改良費等の財源に充てるための企業債償還による支出	△ 363,300
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 62,000
	資金増加額(又は減少額)	△ 415,898
	資金期首残高	791,050
	資金期末残高	375,152

水道事業

令和5年度下妻市水道事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

(単位 千円)

資 産 の 部		
1. 固 定 資 産		
(1) 有 形 固 定 資 産		
ア 土 地	511,640	
イ 建 物	1,011,313	
減価償却累計額	<u>553,144</u>	458,169
ウ 構 築 物	13,287,925	
減価償却累計額	<u>8,496,998</u>	4,790,927
エ 機 械 及 び 装 置	4,484,621	
減価償却累計額	<u>3,984,693</u>	499,928
オ 車 両 運 搬 具	8,356	
減価償却累計額	<u>4,104</u>	4,252
カ 工 具、器 具 及 び 備 品	10,522	
減価償却累計額	<u>8,630</u>	1,892
キ 建 設 仮 勘 定	<u>2,071,047</u>	
有形固定資産合計		8,337,855
(2) 無 形 固 定 資 産		
ア 施 設 利 用 権	<u>692</u>	
無形固定資産合計		<u>692</u>
固定資産合計		8,338,547
2. 流 動 資 産		
(1) 現 金 ・ 預 金	375,152	
(2) 未 収 金	176,775	
貸倒引当金	△ 910	
(3) 貯 蔵 品	3,700	
(4) そ の 他 流 動 資 産	<u>300</u>	
流動資産合計		<u>555,017</u>
資 産 合 計		<u>8,893,564</u>

負 債 の 部		
3. 固 定 負 債		
(1) 企 業 債	3,890,143	
(2) 引 当 金	<u>34,888</u>	
固定負債合計		3,925,031
4. 流 動 負 債		
(1) 企 業 債	233,249	
(2) 未 払 金	184,548	
(3) 引 当 金	5,233	
(4) そ の 他 流 動 負 債	<u>1,600</u>	
流動負債合計		424,630
5. 繰 延 収 益		
(1) 長 期 前 受 金	4,376,123	
(2) 長期前受金収益化累計額	<u>2,523,599</u>	
長期前受金合計		<u>1,852,524</u>
繰延収益合計		<u>1,852,524</u>
負債合計		6,202,185
資 本 の 部		
6. 資 本 金		
(1) 自 己 資 本 金	<u>2,068,113</u>	
資本金合計		2,068,113
7. 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
資本剰余金合計		<u>0</u>
(2) 利 益 剰 余 金		
ア 減 債 積 立 金	0	
イ 利 益 積 立 金	51,113	
ウ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	<u>572,153</u>	
利益剰余金合計		<u>623,266</u>
剰余金合計		<u>623,266</u>
資 本 合 計		<u>2,691,379</u>
負債資本合計		<u>8,893,564</u>

水道事業

令和5年度下妻市水道事業会計補正予算明細書（第1号）

収益的支出

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1. 水道事業費用		992,731	5,102	997,833			
2. 営業外費用		82,904	5,102	88,006			
	1. 支払利息及び 企業債取扱諸費	52,300	5,102	57,402	企業債利息	5,102	上水道事業債利息増 資本費平準化債利息増
							4,370 732

資本的収入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1. 資本的収入		300,878	3,560	304,438			
2. 企業債		297,740	3,560	301,300			
	1. 企業債	297,740	3,560	301,300	企業債	3,560	上水道事業債増

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額178,855千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。

議案第60号

下妻市教育委員会委員の任命について

下記の者を下妻市教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求め
る。

令和5年11月6日提出

下妻市長 菊池 博

記

住 所

氏 名 高野 剛

提案理由

現下妻市教育委員会委員である山口政志氏が、令和6年1月19日をもって任期満了となることから、後任の委員に高野剛氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものである。

履 歷

(略)

議案第61号

下妻市及び下妻地方広域事務組合公平委員会委員の選任について

下記の者を下妻市及び下妻地方広域事務組合公平委員会の委員に選任したいから、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めらる。

令和5年11月6日提出

下妻市長 菊池 博

記

住 所

氏 名 百目鬼 明子

提案理由

現下妻市及び下妻地方広域事務組合公平委員会委員である百目鬼明子氏が、令和6年1月16日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を委員に選任することについて、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めらるものである。

履 歷

(略)

議案第 6 2 号

下妻市固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を下妻市固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法（昭和 25 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 1 1 月 6 日提出

下妻市長 菊池 博

記

住 所

氏 名 飯田 康之

提案理由

現下妻市固定資産評価審査委員会委員である飯田康之氏が、令和 6 年 1 月 1 9 日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を委員に選任することについて、地方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものである。

履 歷

(略)